

ボランティア団体育成助成金事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内のボランティア団体が自主的に取り組む、地域における公益的、先駆的なボランティア活動に対して助成し、活動の活性化を図ることを目的とし、ボランティア団体育成助成金（以下「補助金」という。）を交付することについて、社会福祉法人甲斐市社会福祉協議会補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号の条件をすべて満たした団体とする。

- (1) 活動の拠点が主に甲斐市内にあること。
- (2) 甲斐市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録した団体であること。
- (3) 活動内容が地域における公益的な内容であること。
- (4) 会費を徴収して運営していること。
- (5) 他の機関から助成を受けていないこと。
- (6) その他会長が特に認めた団体。

2 団体の会員数は、5名以上とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1団体につき基本額5,000円と登録人数×1,000円を加算する。

2 登録人数が16名以上の団体は加算の上限額を15,000円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、ボランティア団体育成助成金申請書（様式第1号）を当該年度の6月15日までに会長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 会長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、ボランティア団体育成助成金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 会長は、精算払いで補助金を交付するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする申請者は、ボランティア団体育成助成金概算払請求書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、ボランティア団体育成助成金実績報告書(様式第4号)を3月15日までに会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 会長は、偽りその他不正の行為があった場合には、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。